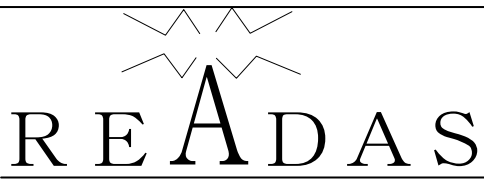


第 5087 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の中間申告制度の留意点

Q：消費税の中間申告が任意でできるようになったそうですが、適用した場合に注意しなければならない点は何かありますか？

A：納期限までに納付しなかった場合には延滞税が課されることがあります。

【解説】

消費税の中間申告は、直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者に義務付けられているものですが、平成26年4月（個人事業者は平成27年分）からは、48万円以下の事業者においても中間申告ができることとなりました。この任意の中間申告制度は、次のようになっています。

①適用届出書

制度を適用する場合には、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を中間申告書を提出しようとする課税期間の開始日から6月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。

②中間申告回数

年1回となっています。

③提出しない場合

期限内に中間申告書を提出しない場合は、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとして、中間申告義務が解除されます。

④不納付の場合

中間申告書を提出していない場合は、納期限までに納付しなくても延滞税は課せられませんが、中間申告書を提出していた場合に納付しなかったときは、延滞税が課せられます。

